

丸亀市パブリックアート設置ガイドライン（案）説明資料

項目	説明（なぜこの内容の項目を設定するのか）
1. 目 的 パブリックアートの設置に関する基本的な方針（ガイドライン）を示すことで、市民が日常的に文化芸術に触れる機会を提供するとともに、都市の個性や快適性、魅力が表現された景観の形成を進めることで、安らぎと賑わいのあるまちづくりに寄与することを目的とする。	・令和4年4月策定の「丸亀市文化芸術基本計画」に「文化芸術を生かしたまちづくり」を基本方針として定めており、「パブリックアートを生かしたまちづくり」は、この基本方針に沿った基本的施策のひとつ。 ・パブリックアートは、身近にアートを感じられる一方で、乱立などで景観や環境との不調和を生じさせる場合がある。（いわゆる彫刻公害） ・本市においては、これまでにパブリックアートの設置等に関する方針等は定めていない。（＝彫刻公害を招きかねない） ・パブリックアートが景観を形成する要素であることから、「丸亀市景観計画」との整合性を持った方針とする。（景観形成の目標を記載） ・パブリックアートをまちづくりに生かせるよう、設置や管理、活用等についての基本的な方針を示すものとして策定する。
2. 対 象 （1）対象地域：市内全域	・市街地に限らず景観や周辺環境への配慮は必要であることから、市内全域を対象としている。 ・丸亀市景観計画も全域が計画区域であり、整合を図るため。
（2）対象物：市有施設（市有地）における公共的空間に設置されている彫刻等の作品（以下、作品）	・「市有施設（市有地）」：基本的に設置の可否等は、施設や土地の所有者の判断。根拠法令もないため、市が管理できる範囲を対象とした。国・県には、所有施設（土地）での計画や工事に係る協議の機会等に協力を求める。

	・「公共的空間」：。不特定多数の方が自由に訪れることができるため、アートに触れる機会を提供できる。一方で意図せず目に入る場所でもあるため、設置に配慮が必要であるため。屋外、屋内ともに対象とする ・「彫刻等の作品」：文化芸術の振興を目的として制作・設置された彫刻やオブジェ等のアート作品ほか、記念碑・記念像（モニュメント）や歴史的な表示物等の工作物や壁画。屋内にあっては、絵画や写真を含む。
3. 基本方針 目的達成のため、作品を設置する際の基本方針を次のとおり定める。	
（１）景観や環境への配慮（屋外作品のみ）	
①地域の特性（歴史文化や土地利用等）と調和のとれたものであること。	・地域にはそれぞれ過去から積み上げてきた特徴的な景観を有している。また、まちづくりの中で、土地利用における規制なども作られているため。 ・これらの特性を踏まえ、調和のとれたものにする。
②設置場所周辺の生活環境や自然環境の状況を考慮したものであること。	・市有施設（市有地）は、道路や建物に隣接したところがあれば、自然に囲まれたところもあり、様々な場所に存在しているため。 ・眺望や交通（安全面）など周辺環境への影響を考慮して進める。
③丸亀市景観計画の示す「エリア別の景観形成の方針」と整合がとれたものであること。	・魅力的な都市空間の形成を目指す点で共通している。パブリックアートの設置も景観施策と連携し、同じ方向性をもって取り組む必要があるため。

(2) 作品の新規設置 (寄贈も含む)	
①作品の制作テーマや設置方法等を踏まえ、ふさわしい場所に限って設置すること。	・ 作品を設置しようとする市有施設の目的や用途、来訪者の構成や利用方法等に対して、当該作品の制作テーマや設置方法等が適切なものであるか、また施設敷地内の適切な位置であるかを十分に検討する。
②設置場所の選定や設置方法、設置後の維持管理などについて、事前に関係部署と十分に協議すること。	・ 設置する場所が、設置後の施設の管理運営に支障をきたさないかを協議しておく。 ・ 安全な設置方法になっているか確認する。 ・ 作品の維持管理に関しては、放置や著しい老朽化を防ぐため、誰がどのように行うか調整しておく。
③多くの市民から賛同を得られることを前提とし、ふさわしくない作品は設置しないこと。	・ 不特定多数の方が意図せず目にすることを踏まえ、明らかにふさわしくない作品は設置しない。
(3) 既設作品の再配置	
①作品の撤去、移設は、設置の経緯を十分に調査したうえで実施すること。	・ 設置に至った理由によっては、撤去や移設が適切ではない場合も考えられるため。
②作品の撤去、移設は、対象作品の管理者や関係部署のほか、必要に応じ作者の了解を得ること。	・ 経緯等の調査結果も踏まえて適切に実施する。 ・ 特に撤去は、作者に不快感を与えないよう可能な限り了解を得る。
③都市の整備や時間の経過等により、周辺環境と不調和が生じている又は生じる恐れがある場合には、作品の撤去、移設を検討すること。	・ 設置当時からの周辺環境の変化に対応して、既設作品のあり方を見直す機会を持つため。

④ふさわしい移設場所がない場合には、移設場所が見つかるまで適切に保管すること。	・安易に処分しない（関係者の了解が得られたものを除く）。 ・再設置が可能な状態を保つように努める。
（４）作品情報の把握・発信	
①施設管理部署は、作品に関する次の情報を把握しておくこと。 ・作者　・作品テーマ　・設置場所　・管理者　・設置年月日	・施設の使用（設置）に関する許可の権限は、施設管理部署（所管課）にあり、使用許可申請において把握できる。 ・設置後の管理にも必要である。
②文化担当課は、作品に関する情報を取りまとめ、庁内で共有するとともに広く情報を発信すること。	・庁内で利用できるようデータベース化するとともに、作品に関する情報を発信することで、パブリックアートによるまちづくりに活用するため。
４．配置プランの作成	
（１）施設管理部署は、施設における作品の位置を示した配置プランを作成するよう努める。	・作品を設置する施設の管理や将来的な利用計画との整合を図ることにつながる。
（２）新規設置及び再配置を伴う配置プランの作成にあたっては、関係部署のほか、作品の管理者と協議する。	・３基本方針の内容を踏まえてプランを作成する。 ・現状を把握するための配置図を作成する場合は、この限りでない。
（３）必要に応じて有識者（丸亀市文化芸術推進審議会、丸亀市景観審査会等）に意見を求める。	・施設管理部署で判断が難しい場合の対応として、文化担当課及び景観担当課において専門的な意見が求められるよう調整する。
（４）配置プランの承認（作品設置の可否の決定）は、庁議構成員による「（仮）パブリックアート設置検討会」にて行う。	・組織として意思決定ができる体制として、文化担当課を事務局とした（仮称）パブリックアート設置検討会を設置する。